

議案第61号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月3日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年さいたま市条例第263号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前						
別表第2（第4条—第9条関係）						別表第2（第4条—第9条関係）						
1～62 [略]						1～62 [略]						
区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	区分 地区	ア	イ	ウ	エ	
[略]							[略]					
B地区 区（北 袋町1 丁目地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する B地区 をいう。 ）	次に掲げる 用途に供す る建築物 <u>(1) 葬祭 場</u> <u>(2) 法別 表第2 に項第 5号に 規定す るもの</u> <u>(3) 法別 表第2</u>			2メー トル・ 3.5 メート ル（建 築物の 外壁等 の面は、 北袋町 1丁目 地区地 区計画 の地区			B地区 区（北 袋町1 丁目地 区地区 計画の 地区整 備計画 図に表 示する B地区 をいう。 ）	次に掲げる 用途に供す る建築物 <u>(1) 葬祭 場</u> <u>(2) 法別 表第2 に項第 5号に 規定す るもの</u> <u>(3) 法別 表第2</u>			2メー トル・ 3.5 メート ル（建 築物の 外壁等 の面は、 北袋町 1丁目 地区地 区計画 の地区	

<p>〔(4) 項第 6号に 規定す るもの 〔略 〕 〔5〕 風呂 法第2 条第1 項第2 号及び 第3号 並びに 同条第 6項各 号に規 定する 営業を 営む施 設</p>	<p>整備計 画図に 表示す る壁面 の位置 を越え て建築 しては ならな い。た だし、 公共の 用に供 する人 工地盤 及び公 益上必 要なも のはこ の限り でない。 〕</p>			<p>〔1〕 〔略 〕 〔2〕 風呂 法第2 条第1 項第2 号及び 第3号 に規定 する営 業を営 む施設</p>	<p>整備計 画図に 表示す る壁面 の位置 を越え て建築 しては ならな い。た だし、 公共の 用に供 する人 工地盤 は、こ の限り でない。 〕</p>
〔略〕					
6 4 ~ 7 3 〔略〕					6 4 ~ 7 3 〔略〕

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。